



# 寺院が知っておきたい法律知識

## 宗教法人運営のための法律入門⑨

### 宗教法人と個人情報保護法—その3

宗教法人には個人情報保護法で「個人情報データベース」と定義されている多くの書類に様々な情報があります。そのような書類を取り扱うときの注意事項を述べてみます。

過去帳	利用目的を限定しておきます（例：年回忌のお知らせ）。回向供養等の問い合わせがあっても閲覧させてはいけません。たとえ税務署からの要請であっても閲覧させると秘密漏洩罪の対象となります。これについては昭和57年11月17日付で、法務省人権擁護局長から全日本仏教会宛に閲覧禁止の旨を全国の本会加盟寺院に徹底されるよう、要請がありました。どうしても内容を知らせなければならないときは、筆写して原本証明をしたものを渡します。
現在帳	利用目的を行事案内や信者訪問等に限定しておきます。本人の部分は閲覧可能です。不用なところはすみやかに削除廃棄しておきましょう。
信者名簿	利用目的を行事案内等に限定しておきます。本人の部分は閲覧可能です。不用なところはすみやかに削除廃棄しておきましょう。「寺報」などの機関誌等の発送を業者に委託するときは、秘密保持の契約をするなど、注意が必要です。
墓石簿	墓地埋葬法に関する法律第15条2項で、死者に関係あるものの閲覧を拒んではならないとされていますが、興信所等が家系図作成のためと称して過去帳と同様に閲覧を求めてくる場合がありますので、永代使用权者の同意を得ることが肝心です。
備付書類	宗教法人法第25条において、宗教法人が備え付けておかなければならないとされている書類です。これらは、信者その他の利害関係人から閲覧請求があり、「正当な利益」が確認されても「不当な目的」がある場合は閲覧を拒否できます。また、信者その他の利害関係人以外の者には見せる必要はありません。詳しくは本誌第603（10月）号、第604（11月）号をご覧ください。
寄付者名簿 年 回 表	公表することを事前に明示しておきます。
寺院名簿	宗派以外の者に利用させる場合は、事前にその旨を明示しておきます。宗派以外の者に渡さない場合は、目的外利用を禁止して第三者の利用を禁止する旨、名簿に明示しておきます。
団参や研修会等 の参加者名簿	利用目的を公表しておき、この目的以外には使用してはいけません。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修